

告 示

埼玉県計量検定所長告示第四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

令和六年六月二十八日

埼玉県計量検定所長 浜 雅 俊

一 検査対象となる特定計量器

質量計（電気式はかり及びびょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期 日	場 所
長瀬町	令和六年九月二日から同年十一月二十九日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を除く。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
横瀬町	令和六年九月三日から同年十二月二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
皆野町	令和六年九月四日から同年十二月三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
小鹿野町	令和六年九月五日から同年十二月四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
秩父市	令和六年九月九日から同年十二月六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

新座市	朝霞市	志木市	和光市	ふじみ野市	富士見市	狭山市
令和六年十月三十日から令和七年一月二十九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和六年十月二十四日から令和七年一月二十三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和六年十月二十二日から令和七年一月二十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和六年十月二十一日から令和七年一月二十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和六年十月十七日から令和七年一月十六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和六年十月十五日から令和七年一月十四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和六年九月二十四日から同年十二月二十三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
同	同	同	同	同	同	同